多様な性に関する対応ハンドブック

～職員が率先してサポートするために～



廿日市市

令和６（2024）年３月

目　次

1　はじめに　p 1

2　性の多様性に関する理解　p 1

3　パートナーシップ宣誓制度について　p 5

4　市民等への対応　p 7

5　職場での対応　p11

6　参考資料　p12

7　ＬＧＢＴに関する相談窓口　p16

8　特別寄稿　p18

■「我が家の人権問題」

廿日市市市立中学校生徒

第 42 回全国中学生人権作文コンテスト法務副大臣賞受賞作文

■「家族から社会へと拡がる人権意識の大切さ」

広島修道大学人文学部教授　河口 和也　氏

1　はじめに

本市は、人権推進事業計画において、人権課題の一つに性的指向・性自認の多様性に関する課題を挙げ、パートナーシップ宣誓制度の導入（令和４年４月１日）や市民への啓発事業を実施しています。

令和３年に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、「多様性と調和」を大会のビジョンの１つに掲げ、また、令和５年のＧ７広島サミット首脳声明においては「全ての人々が性自認、性表現、性的指向に関係なく、暴力や差別のない生活を享受できる社会を実現する」と表明されるなど、世界的により一層、性の多様性に対する理解が進んでいます。また、同年６月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されておりますが、社会の理解はまだ十分とは言えません。今後、市職員としての公正で適切な対応と当事者への様々な配慮が必要になると思われます。

性的指向や性自認は、本人の意思で選択するものではなく、生まれ持ったものであり、生育環境により変え、矯正できるものではありません。これらのことは、個人の尊厳に関わる非常に大切でデリケートなことであるため、職員には、正しい知識を備え、事業を企画する際や、来庁・来所される市民への対応について様々な配慮を行う必要があります。このたび、専門家による監修のもと具体事例を挙げた職員用のハンドブックを作成しました。

ぜひ、日々の業務にご活用ください。

2　性の多様性に関する理解

(1)　用語等

性が、出生時の身体の性以外に多様であることや性の多用性のシンボル、「LGBTQ(ｴﾙｼﾞｰﾋﾞｰﾃｨｰｷｭｰ)」「SOGI(E)（ソジ)」などのセクシュアリティに関する用語について説明します。

ア　性の多様性のシンボル「レインボーフラッグ」

「レインボーフラッグ」（図１）は性の多様性を表現し、お店などにこのフラッグが掲げてあり、ステッカーが貼ってあると、性的マイノリティを受け入れ、歓迎するという意思表示となり、性的マイノリティ当事者は安心して利用できます。

図１



イ　性を構成する４つの要素

性は、生物学的性、性的指向、性表現、性自認の代表的な４つの要素（図２）で構成されます。この性の要素の組合せにより一人の人間の性の在り方が表現できます。これらの要素は、はっきりと分かれているわけではなく、組合せも多様でグラデーションのようだと表現されることもあります。

図２



ウ　性的マイノリティ(少数者）と性的マジョリティ（多数者）生物学的性（身体の性）は生まれたときの性ともいわれ、この生物学的性と性自認（心の性）の性別が一致するかどうか、また、性的指向（好きだと思う性）が異性愛者か同性愛者等であるかということで、全体からすると少数である場合を「性的マイノリティ」多数である場合を「性的マジョリティ」と分類して表現しています。

(ｱ)　性的マイノリティ（「LGBTQ」、「LGBTQ+」など）

・生物学的性と異なる性自認(トランスジェンダー)、又はわからない、どれにも属さない等

・性的指向が同性（ホモセクシュアル)、両性（バイセクシュアル)、又は、わからない、どれにも属さない等

※この他にも記載しきれていない様々な性がある。

(ｲ)　性的マジョリティ

・生物学的性と性自認の性別が一致している（シスジェンダー）

・性的指向が異性（ヘテロセクシュアル）

エ　性的マイノリティについて

(ｱ)　LGBTQ

LGBTQ は、表２で示す言葉の頭文字を組み合わせた表現で、性的マイノリティを表す言葉の一つです。現在では、より様々な性の在り方を表現する LGBTQ＋（ｴﾙｼﾞｰﾋﾞｰﾃｨｰｷｭｰ ﾌﾟﾗｽ）などと表現する場合もあります。

表３

ﾚｽﾞﾋﾞｱﾝ（Lesbian） 女性の同性愛者	L
ｹﾞｲ（Gay） 男性の同性愛者	G
ﾊﾞｲｾｸｼｭｱﾙ（Bisexual） 両性愛者	B
ﾄﾗﾝｽｼﾞｪﾝﾀﾞｰ（Transgender）※１ 生まれた時の性別と異なる性別で生活している・生活したい人	T
ｸｴｽﾁｮﾆﾝｸﾞ(Questioning)またはｸｨｱ(Queer) 性自認・性的指向を決められない、決めない、わからない、探している人など	Q

性的指向に関する類型『ＳＯ』

性自認に関する類型『ＧＩ』

※１　ﾄﾗﾝｽｼﾞｪﾝﾀﾞｰは、生まれたときの性別と異なる性別で生活している・生活したい人のことです。一方、性同一性障がい※２（Gender Identity Disorder）は、医学用語で、身体の性と心の性が一致していないと診断された人で、身体的性別移行を望み性別適合手術やホルモン治療を行っている人のことをいいます。全てのﾄﾗﾝｽｼﾞｪﾝﾀﾞｰが性同一性障がいの診断を受けているわけではなく、また、手術等治療を望むものではありません。

※２　世界保健機構（ＷＨＯ）では、性同一性障がいを精神疾患から、性別不合（Gender Incongruence)に分類を変更しています。

(ｲ)　Ｘジェンダー

生まれたときに判断される性別のいずれでもないという性別の人で、「性別の中間である、どちらでもない、時々により性自認が変わる場合（不定性）や、どちらでもあ

る、又はあてはまる性がない」といった人々のことを表現しています。ﾉﾝﾊﾞｲﾅﾘｰという表現もあります。

(ｳ)　Asexual（ｱｾｸｼｭｱﾙ）

恋愛感情や性的な感情をもたない人あるいは、そうした感情が希薄な人を表現しています。

オ　SOGＩ(E)（ｿｼﾞ､ｿｷﾞ）

性的指向や性自認は、マイノリティ／マジョリティにかかわらず一人一人異なるものであるという考え方を基本に「SOGI(E)」という言葉で表現する場合があります。これは、性的指向や性自認が性的マイノリティだけでなく、全ての人がもつ人権であるという基本的な考え方によるものです。

性的指向（SO：Sexual Orientation)、性自認(GI：Gender Identity)、ジェンダー表現（(Gender）Expression）の頭文字をとり、SOGI(Ｅ)、SOGI と表現します。（本文中では、以下「SOGI」と表現します。）

近年 SOGIE に Sex（Sexual Characteristics)身体的特徴（性別）を加え SOGIESC と表現する場合もあります。

(2)　性的マイノリティへの偏見と人権侵害

性的マイノリティは、生活する上で偏見や誹謗中傷など様々な生きづらさを抱えています。

ア　性的マイノリティの存在

性自認には曖昧な部分があり、はっきりと性的マイノリティだと自認する人もいれば、どちらかといえばその傾向にあるという人も含めると、相当数の人数がいると思われます。当事者が言わないから、「いない」と考えることが、当事者を追い込み生きづらくすることになります。

？？性的マイノリティの割合はどのくらいでしょうか？？

様々な団体が多様な手法で調査をしており、どの報告が実情に近い数値か、また、調査する地域、時期及び手法によっても異なるため正確な数値は不明ですが、約５％から８％といわれ、昨年の調査では 9.7%といった結果も公表されています。

本市のアンケート調査（R4.1）では約 0.5%でしたが「性的マイノリティはいない」とすることはできません。

性的マイノリティやその家族が近くにいても気づかず、配慮のない発言や自分の考えを相手に押しつけ、誰かを傷つけているかもしれないと考える必要があります。

●各調査における LGBT（調査によっては性的マイノリティと表現）の割合

H27(2015)年 電通ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ･ﾗﾎﾞ	7.69%
H28(2016)年 株式会社 LGBT 総合研究所	5.9%
(※アセクシャルその他の性的マイノリティを含めると 8.0%)	
H30(2018)年 電通ラボによる調査	8.90%
R 5(2023)年 ウェブ電通報	9.70%

※調査方法は、インターネット調査（調査法により割合が高く出る傾向がある）

イ　アウティング

当事者本人の同意なく、性的指向や性自認などを他の人に言ったり、ＳＮＳ等で公にしたりすることをアウティングといいます。

アウティングは、令和 2（2020）年施行の「女性活躍・ハラスメント規制法の指針」においてパワーハラスメントの一種として規定されています。

アウティングは、「重大な人権侵害」です。

平成 27（2015）年に、大学院生が自分の性的指向を友人に打ち明けたところ、その友人が、本人の同意なく、同級生で作るＳＮＳのグループで公表したアウティングがありました。大学院生は学校側にもクラス替えを要請しましたが大学側はそれを認めず、悩んだ末に自ら命を絶つこととなりました。

性的指向や性自認などを自分以外の人に伝えることである「カミングアウト」は、たとえ家族や親しい友人であっても、とても困難なことです。

自分に言ってくれた（カミングアウト）からとか、偶然知ってしまったからといっても、そのことはすべての人に公にされたわけではありません。必ず本人に確認し、同意なく他者に伝えることのないように注意が必要です。

職務上知り得た場合も、本人の同意なく、その情報を職場で共有することはアウティングに該当するため、必ず本人の同意が必要です。（可能であれば）どの範囲の人までその情報を伝えてよいか、本人に事前に確認することが重要です。

ウ　カミングアウトされたら

「自分の周囲に性的マイノリティはいない」と思っている人は多いようですが、実は気付いていないだけかもしれません。

ありのままの自分を隠したり、偽らざるを得なかったり、といった苦悩は、本人以外にはなかなか理解できないことです。また、信頼をしている人であればあるほど、理解されず否定された場合の不安や恐れが大きいと言われ、一番カミングアウトしにくいのが家族であると言われています。

カミングアウトには、不利益や誹謗中傷を受けるリスクもあり、もし、カミングアウト

された（打ち明けられた）ときは、戸惑うかもしれませんが、その思いをしっかりと聞き受け止めることが大切だと言われています。一緒に考え、応援・支援する人（アライ）になりましょう。

エ　SOGI ハラスメント

性的指向や性自認について、偏見による侮蔑的な言葉や差別的な行動をすることをSOGI ハラスメント（ソジハラ）などと言います。

以前は会話の中で使っていた言葉でも、現在は注意する言葉があります。それは、侮蔑的な言葉や、そういった言葉をもじった言葉、「普通ではない」などの自分の基準を押しつけたり、見下すような言葉などがあります。「普通」という基準は人それぞれ異なります。SOGI ハラスメントの対象はマイノリティだけとは限りません。自分のものさしに相手を当てはめ、侮辱することのないよう注意しましょう。

※注意が必要な言葉の例

例：女らしくない　男らしくない　女のくせに　男のくせに
　　オカマ、ホモ、オネエ、レズ　など

3　パートナーシップ宣誓制度について

（ハンドブックを市ＨＰに掲載しています）

当制度は、３２８もの自治体で導入（令和５年６月末）され、人口カバー率も７０％を超えました。本市では令和４年４月１日に制度を開始し、現在２件（令和５年１２月末現在）宣誓されています。

LGBTQ 当事者に制度の有無と住みやすさについて調査したアンケート（R5 ウェブ電通報）では、制度のある自治体の住みやすさ 65.0%（とても住みやすい 13.8%、まあ住みやすい 51.2%）制度の無い自治体 56.5%（とても住みやすい 9.5%、まあ住みやすい 47%）と LGBTQ 当事者にとって制度の有無が住みやすさに影響していると思われる結果でした。

(1)　制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方とも性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市がその宣誓書を受領、受領証等を交付する制度です。

また、この制度は、法的効力を有するものではありませんが、性的マイノリティの方々が社会生活を送る上で、必要に応じて提示することにより、二人の関係性を明確にすることができ、より安心して生活することを可能とするものです。

現在、婚姻関係に限定せず、パートナー関係にある人についても利用できる制度やサー

ビスが民間にも増えつつあり、市が交付する宣誓書受領証等を提示することで、そういったサービスが利用しやすくなります。

(2)　定義等

ア　パートナーシップ

本市におけるパートナーシップとは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして協力しながら生活を共にすることを約束した関係です。

イ　宣誓対象者の要件※次の全てに該当すること

・成年に達していること

・宣誓するいずれかの方が本市に住所を有しているか、又は本市内に転入を予定している（１４日以内）こと

・配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと

・宣誓しようとしている相手以外と宣誓をしていないこと

・宣誓しようとしている両者が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系の姻族でないこと）でないこと

※両者が養子縁組をしている、又はしていた場合は宣誓できる。

※サービスを受ける場合は、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が必要な場合があります。

パートナーシップ宣誓書受領カード

図４



ウ　手続き支援

パートナーシップ宣誓制度の宣誓者（以下「宣誓者」という。）には、パートナーシップ宣誓制度担当（人権・男女共同推進課）に事前に相談することで手続きをサポートすることを伝えています。匿名での手続き方法について、各課と相談しながら進めることとしています。

エ　宣誓者が利用できる行政サービス等の拡大

現在、宣誓者が利用できない行政サービス等について、根拠となる法令等に戸籍法上の婚姻関係が必須と規定されていない場合は、宣誓者も利用できないか、確認及び見直しを行いましょう。

4　市民等への対応

市民等の中には様々な事情や問題を抱え、不安な気持ちで来庁される場合があります。性的マイノリティやその家族、関係者は、特に手続きや確認などに大きな不安を抱えておられる場合があります。無意識の不用意な言動（大きな声で質問をしたり、じろじろ見たり）は相手を傷つけるだけでなく、アウティングとなる場合もあるので、慎重な対応が必要です。

(1)　電話、窓口対応の注意点

見た目や言動で性別を決めつけないこと、また、内容や状況により個室での対応が必要か本人に確認することなどに注意が必要です。

各種手続きなどで、本人確認書類の提示を求めると申請書等に記載されている性別と本人確認書類の性別が一致しない場合があるかもしれません。その際、本人確認のため性別について質問し、性的マイノリティであることを知り得ることがあります。

この場合、まず、その情報が手続きと関係がない場合には他者に漏らすことなく対応することとし、手続き上必要な場合（法的な手続き等）は、カミングアウトをしているか、また、その範囲（家族にも知らせていない場合がある）を確認する。その上で、市としてどこまでの範囲（決裁や他部署と連携に必要な範囲）に情報共有が必要か当事者（申請者）に説明・確認し、了承を得た上で手続きを進める必要があります。

ア　受付時の応対（カミングアウトされていない場合）

(ｱ)　性別の確認の仕方や書き方

性別の確認の仕方や書き方について、周囲の人に性的マイノリティであることが知られないように配慮する必要があります

例)相手が答えにくいと思われる質問をする場合

窓口では紙に書き、電話の場合では、yes、no で答えることができるような質問とする等配慮する必要があります。

a　申請に直接関係のない質問はしない。

b　申請書等様式にも必要な内容のみを記入するよう様式等を見直す。

c　固定観念や先入観に捕らわれず対応し、見かけや容姿から性別を決めつけた対応をしない。また、パートナーが異性とは限らないため呼び方に注意する。

例）お母さん、お父さん、父親、母親　⇒　保護者など
奥さん、旦那さん、御主人　⇒　パートナー、配偶者など
娘さん、息子さん　⇒　お子さん

(ｲ)　性別の確認方法例

a　性別の確認

本人確認書類と申請書類の性別欄双方を指さし（周囲へ知られないように）、どちらの性別が戸籍上の（申請に必要な）性別か確認する。正しいかどうかの確認ではなく「(戸籍上は）現在はどちらですか？」などと指さしながら尋ねる。(性的マイノリティかどうかの確認をするのではなく、飽くまで記載内容の確認）

b　情報提供範囲

申請を受けるに当たって、「担当(自分）以外に決裁権者を含め●人まで情報を伝える必要がある」とした説明が記入された確認書(口頭で話しが難しい場合に事前に作成する）を作成・提示し、この範囲の共有で問題ないかの可否について、本人の意向を確認し、了承を得た上で申請等の決定を行う。

イ　他部署との連携

手続き上、他部署への案内・情報提供が必要な場合は、どの範囲までその情報を伝えてよいかについて事前に本人の意向を慎重に確認して行う。

(2)　制度上の配慮について

各種法令等によらず、市独自で定めることが可能な事項については、次のとおり見直し等を行う。

ア　性別欄

性別欄については令和３年６月に、総務部総務課及び生活環境部人権・男女共同推進課通知「申請書等の押印の見直し等について」により、性別欄について次のとおり見直しを行うよう通知しています。

性別記載欄の見直しについて(抜粋)
自分の性別に違和感を持つ方が、市へ提出する申請書等に性別の記載があることにより精神的苦痛を感じることがないよう、性別の記載を廃止するなどの見直しを行ってください。
(1) 対象となる文書は、申請書、証明書、決定通知書等、市民と市の間で交わされる文書のうち、性別の記載欄のある文書です。
(2) 廃止の対象となるものは、法令や国、県による定めがなく、市独自の判断で性別記載の廃止の決定ができ、かつ、事務処理に支障を及ぼさないものです。
(3) 性別記載の見直しを行うに当たり、規則、訓令、要綱等の改正を要する場合は、担当課において随時改正を行ってください。

※アンケート調査等の性別欄表示例

①男女の性別の他に設問を設定

・「その他」、「答えたくない」、「わからない」、「決めていない」など

②自由記入欄を設定

・空白の「　　」(　　)など

※実際のアンケート結果では

令和４年１月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」(2,000 人調査 857 人回答）では、性別について、「あなたの性別をお答えください。(自認する性別をお答えください)」と質問し、選択肢を４つ（男性、女性、その他、答えたくない）設定しました。回答は次のとおりでした。

男性 389 人(45.4%)、女性 459 人(53.5%)、その他 1 人(0.1%)、
答えたくない 4 人(0.5%)、無回答 4 人(0.5%)

(3)　施設での対応（トイレ、浴室及び更衣室等の案内の仕方や応対）

身体的性と自認する性が異なる性的マイノリティは、希望する性別のトイレが利用しにくい現状があるため、本人の意向に十分に配慮しつつ、性自認や外見等も勘案し、各施設の設備等に応じた柔軟な対応が必要です。

様々な状況等を想定し、事前に対応方針を施設内で決定・共有することが必要です。また、その情報をホームページなどで公表するとともに、施設での表示をわかりやすい表示に変更するなど、施設利用者が事前に確認でき、安心してトイレ等を使用できるように検討しましょう。

ア　トイレ

トイレについては、個室もあることから原則、市民等が希望するトイレを自由に利用いただいています。

身体的性と自認する性が異なる性的マイノリティが、事前に自認する性別のトイレの使用を希望する旨の相談をされた場合は、本人の尊厳、意思及び現在の状況を確認し、他の利用者との調整を行いつつ対応する必要があります。(意思確認の際は、アウティングに注意が必要)

特に、イベント等で、多くの人が一斉にトイレを利用する場合は、(設備の状況により)一部のトイレを全ての利用者が利用できる多機能トイレ(だれでも利用できる)等に変更するような柔軟な対応を行いましょう。

（施設設置及び改修）

身体的性と自認する性が異なる性的マイノリティは、希望する性別のトイレを利用しにくい現状があるため、施設の新設や改修に当たっては多機能トイレの増設

や改変を検討する。また、多機能トイレの位置をわかりやすく表示するなど再度施設点検を行う。

イ　浴場等（浴室、シャワー室、更衣室等）

浴場については、厚生労働省からの通知（薬生衛発 0623 第１号）において「男女の区別を身体的な特徴をもって判断する」（技術的助言）とされている。

このため、施設に性的マイノリティから相談があった場合は、当事者の考えを尊重しつつも、次のとおり対応する。

●具体的な対応事例

事例１）浴室付きの部屋、個人利用の風呂がある場合は、それらを案内する。

事例２）個人利用の風呂等がない場合は、厚生労働省通知を踏まえた対応を行うこととなるが、時間貸しにするなどできる限りの配慮を行う。

事例３）更衣室は、別の空室を用意するか、時間制にする等の配慮を行う。

(4)　災害時における避難所での配慮

トイレ、浴場及び更衣室については、前項を参考に可能な範囲で対応する。物資の配給については、外見の視認から決めるのではなく多様性に配慮した対応を行う必要があります。特に情報発信を行う際は、多様性に配慮し、対象となる全ての人に情報が行き渡るよう心がけ、相談体制については、性別に関わらず相談者の人権に配慮した対応を心がける必要があります。

●具体的な対応事例

事例１）身体的性は、女性であるが、性自認が男性の場合は、生理用品等の支給が必要なケースがあり、固定観念にとらわれることなく「必要があれば相談を」と柔軟な対応をする。

5　職場での対応

全ての職員が働きやすい職場であるためには、多様性を尊重し、不用意な発言で相手を傷つけないように注意する必要があります。

(1)　ハラスメント

本市では、職員向けに「廿日市市ハラスメント防止の手引」（令和３年４月人事課）を作成しており、この手引きには、次のとおり記載されています。（一部抜粋）

ア　セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動のこと及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のことを言う。

・「性的な言動」とは

性的な内容の発言及び性的な行動を指し、性別により役割を分担する意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく行動も含まれる。異性に対して行う場合だけでなく、同性に対して行う場合も含まれる。

被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動であれば、セクシャル・ハラスメントに該当する。

・侮蔑的な言葉の例

「ホモ」「オカマ」「レズ」

「もしかしてあっち系か？」

⇒暗に性的マイノリティを指している

「変わっとるね。自分は普通じゃけわからん」

「早く結婚する方がいい」

「子どもはおった方がいいよ。子ども嫌いなん？」

⇒自分の固定観念を押しつけている。

<u>性的マイノリティだけでなく、周囲の人をも不快にしているかもしれません</u>

イ　パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

・個の侵害

パワー・ハラスメントに当たり得る言動は6類型挙げられ、身体、精神に関係する類型以外に「個の侵害」（私的なことに過度に立ち入ること）があり、「他人に知られたくない職員本人や家族の性自認などの個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の職員に暴露すること。（アウティング）」がパワー・ハラスメントに該当するとされている。

ウ　ハラスメントをしないための基本的認識

a　お互いの人格を尊重し合うこと。
b　お互いが仕事を進める上での大切なパートナーであるという意識を持つこと。
c　性別により差別しようとする意識をなくすこと。

(2)　職員の休暇及び給付

ア　休暇（廿日市市職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

介護休暇及び特別休暇の配偶者の規定について、「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」とし、性的マイノリティのパートナーも対象としている。

イ　互助会給付（廿日市市職員互助会給付規程）

死亡弔慰金（第５条）及び結婚等祝金（第１０条）の給付に関して、配偶者等を「婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係となると理事長が認める者を含む」とし、性的マイノリティのパートナーも対象としている。

6　参考資料【関係判例】

●東京都が公の施設（(府中）青年の家）の使用不承認とした決定を不服として提訴した裁判の判決

（平成６年　東京高等裁判所）

平成２年に同性愛者の団体が、東京都の公の施設を利用した際に、当該施設の所長から今後の施設利用を断る旨の発言を受け、更に東京都教育委員会からも宿泊利用を不許可とされた件について提訴した。

東京高裁は、東京都の申し立てを認めず、「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理（きめ）の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。」と言及した。

●性同一性障害トイレ制限訴訟最高裁判決

（令和５年７月１１日　最高裁判所第３小法廷）

戸籍上は男性だが女性として生活する性同一性障害の経済産業省の職員が省内の女性用トイレの使用を不当に制限されたとして、国に処遇改善を求めた訴訟において、「トイレ使用制限を是認した人事院判定は違法」「職員が自認する性別ではない戸籍上の性別のトイレか職場と離れたトイレしか使用できない不利益を甘受させる具体的事情はない」と制限は認めないと判決された。

●同性パートナーを配偶者と認めず扶養手当を支給しないのは違憲と損害賠償を求めた訴訟（令和５年９月１１日　札幌地裁判決）

元北海道職員が道や共済組合に対し、同性パートナーへの扶養手当が支給されないのは、性的指向への差別による憲法違反として訴えていた。これに北海道は配偶者の規定を民法によることとしており、札幌地裁は、現行の民法が定める婚姻が異性間に限られると指摘した上で、条例などに特に規定がないことから同性パートナーを婚姻関係と同様の事情にないと請求を棄却した。

同性パートナーでも職員に扶養手当を支給している自治体は東京都、岩手、茨城、埼玉、福岡、佐賀など 10 県（共同通信社）あり、条例の改正などを行うほか、解釈により給付している自治体もある。

●戸籍上の性別を女性から男性に変更するよう求めた審判

（令和５年１０月２５日最高裁判所大法廷）

性同一障害特例法における性別変更への要件のうち、生殖能力をなくす手術を必要とする要件について、最高裁判所大法廷は「意思に反して身体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか、戸籍上の性別変更を断念するかという過酷な二者択一を迫っている」として憲法に違反しているとして無効とする判断をしたが、一方、変更後の性別に似た性器の外観を備えること（外観要件）については、高等裁判所での審理のやり直しを命じた。性別変更に伴う手術とホルモン療法は、相当な危険や負担を伴うため、性別変更を望んでも変更しない人もあり、当事者は外観要件の早期撤廃も強く望んでいる。

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抜粋）

（平成十五年七月十六日）
（法律第百十一号）

（定義）

第二条　この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条　家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

一　十八歳以上であること。

二　現に婚姻をしていないこと。

三　現に未成年の子がいないこと。

四　生殖腺（せん）がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五　その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

２　前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

（令和６年２月７日岡山家庭裁判所津山支部）

最高裁判所大法廷の決定を受け、手術なく性別が変更できることについて変更を認める決定をした。

また、外観要件については、ホルモン療法を受けた効果で要件を満たすと判断され、手術を受けずに性別変更を行えることとなった。

（女性から男性への性別変更は、ホルモン療法で外観要件を満たすとされたが、男性から女性への性別変更は、引き続き手術が必要とされている）

●婚姻の平等に関する憲法判断

○日本国憲法（抜粋）

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(1)　札幌地裁判決

「異性愛者と同性愛者の違いは意思によって選択できない性的指向の差でしかないが、同性愛者は婚姻による法的な利益の一部さえ受け取ることができない。合理的根拠を欠く差別的な取扱いである」とし、同性婚を認めないのは違憲とした。

(2)　大阪地裁判決

「同性婚を認めないのは合憲としながらも憲法が同性婚やそれに準ずる制度を禁止していると解釈すべきではないとし、様々な実情を踏まえ民主的に決められるべき」としている。

(3)　東京地裁判決

「同性婚を認めないのは憲法違反ではないとしながらも、同性パートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛の人に対する重大な障害であり、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた憲法第 24 条第 2 項に違反する状態」と言及した。

(4)　名古屋地裁判決

「多くの自治体がパートナーシップ制度を導入している現状を踏まえ、同性カップルに対して、男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は唯一絶対のものでなくなり、我が国でも同性カップルに対する理解が進み、承認しようとする傾向が加速していると指摘し、その関係を国の制度として公に証明せず、保護するのにふさわしい枠組みさえ与えていないとして憲法に違反する」と判断した。

(5)　福岡地裁判決

憲法第１３条、第１４条第１項及び第２４条第１項には違反しないとし、第２４条第２項について「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定は、個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法 24 条 2 項に違反する状態にある。しかし、制度設計の多様性、社会の変化の時期に照らせば、本件諸規定が立法府たる国会の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、本件諸規定は、憲法 24 条 2 項に違反しない。」としている。

（６） 札幌高裁判決

憲法第１４条第１項、第２４条第１項及び第２項について、全て違憲とする判決が初めて出され「婚姻をするかどうか、いつ誰と結婚をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきだ」と指摘し、「同性間の婚姻も異性間の場合と同じ程度に保障していると理解できる」と憲法第 24 条第１項について判断した。

【同性婚訴訟の争点と判決状況まとめ】（令和６年３月）

			憲法第 14 条	憲法第 24 条	
			第１項 法の下の平等	第１項 「両性」の合意	第２項 両性に平等な立法
		原告側	差別的取り扱いで違憲	同性間の婚姻の自由を保障	現行の法律婚制度を同性間にも適用可能
		国　側	婚姻制度の目的に合理性がある	「両性」は男女を指す	同性カップルを想定していない
一審	札幌地裁　(R3.3)		違憲	合憲	合憲
	大阪地裁　(R4.6)		合憲	合憲	合憲
	東京地裁(R4.11) 第１次訴訟		合憲	合憲	違憲状態
	名古屋地裁(R5.5)		違憲	合憲	違憲
	福岡地裁　(R5.6)		合憲	合憲	違憲状態
	東京地裁(R6.3) 第２次訴訟		合憲	合憲	違憲状態
二審	札幌高裁(R6.3)		違憲	違憲	違憲

※出典「中国新聞（令和６年３月１５日）」

●母体保護法における不妊手術を受ける要件が憲法の自ら決定する権利に違反し無効であると手術を受けられる地位の確認や損害賠償を求めた提訴

（令和６年２月２６日　東京地裁に提訴）

子どもを産む産まないといった権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性や生殖に関する健康と権利）について、個人の権利が尊重されるべきと訴えている。

生殖能力のある母体として扱われることへの嫌悪感をもっている人にとって「手術が自分の希望する身体で生きることのできる唯一の手段」であり、その権利は要件に関わらず全て

の人に選択肢としてあるべきだとしている。原告の一人でアセクシャル（恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人）の人は、自らの身体が「母体」とされることに違和感を持っていると訴えている。

【関連法令等】

- ●性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号）
- ●性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）
- ○公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて（令和５年６月 23 日　厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）

7　相談窓口

(1)　ＬＧＢＴ電話相談

エソール広島（公益財団法人広島県男女共同参画財団）では専用電話相談を開設しています。LGBT に関する研修を受けた相談員があなたの思いや考えに寄り添います。

ＬＧＢＴ電話相談専用電話　（０８２）２０７－３１３０

＊相談無料（電話通信費用が必要です）

＊相談は匿名で秘密厳守です

＊相談実施日

毎週土曜日　１０時から１６時

（祝日休）

※ご家族、パートナー、支援者の方からの相談も受け付けています

(2)　よりそいホット（セクシュアルマイノリティ専門ライン）

（一社）社会的包摂サポートセンターが厚生労働省補助事業として実施しています。生活上の様々な悩み、性別の違和や同性愛などに関する相談も受け付けています。

よりそいホット　０１２０－２７９－３３８（無料）

※ガイダンスが流れたら「４」を押す

＊相談無料

＊年中無休、２４時間対応

8　県内の活動団体（50 音順）

○一般社団法人 ここいろ hiroshima

「こころもからだもいろいろ、彩り豊かでええじゃん！」をモットーに、自分の体や心の性に悩む子どもたちとその保護者のサポートを行っている団体です。運営者のあっきー（當山敦己）と、さーちゃん（高畑桜）は、ともにセクシュアルマイノリティ当事者であり、子どもたちの居場所づくりを中心に、講演会や出張授業などの啓発活動にも力をいれて活動しています。今回は 2 人のライフストーリーを通じて、「自分らしさ」や「自分らしく生きる」ということについて話をさせていただきます。

● HP　https://cocoirohiroshima.or.jp/

○NINA ARICA　ニーナアリカ

NINA ニーナは広島弁で「新しい」、ARICA アリカは在り処「居場所」のこと。「セクシュアリティのことで自分を偽らなくてもいい、ゆるやかにつながれるとこ」をコンセプトに「つながり座」という交流会を隔月で開催しています。

また、「おりおーて広島　LGBTQ+シニアサポート」というシニア向けの交流会をここいろ hiroshima さんと共同開催しています。

さらにはイベントの企画や運営、講演会や、企業研修、出張授業等、「性の多様性」の啓発にも力を入れて活動しています。

●HP　https://nina-arica.amebaownd.com/

○一般社団法人　広島県セクシュアルマイノリティ協会

「つながる・ひろがる・ひろしま」というキーワードを掲げ、誰もが暮らしやすいまちを目指して活動しています。小さな蝶の羽ばたきがやがて大きな変化を生み出す「バタフライエフェクト」に願いを込めて「バタフライプロジェクトひろしま」として、LGBTQ＋の方や生きづらさを感じる方のための居場所づくりや、行政への提言、啓発活動としてフラワーフェスティバルなどのイベントに、当事者と支援者の合同チームで参加しています。

また、福山市のにじいろ電話相談や学校での講演、企業研修も積極的に行っています。お気軽にお問い合わせください。

● HP　https://kamocafe.main.jp/

8　特別寄稿

令和５年度に法務省が募集した第42回全国中学生人権作文コンテストの広島県大会において最優秀賞に選ばれ、さらには、全国大会において法務副大臣賞を受賞された作文を紹介します。全国 6,494 校 761,947 名の多数の応募から受賞されました。

「我が家の人権問題」

廿日市市立中学校生徒

LGBTQ、 先日の広島サミットでは、ようやくこの議題が取り上げられ、世の中では、理解が進みつつあるようだ。そんな中、私の家では妹がその当事者になり、そのことについて考える機会が増えた。

妹は、もともと可愛いものより格好いいものが好きだった。

（中略･･･様々な彼女の行動により）私はやっと彼女が LGBTQ に当てはまると理解した。それまでの私は妹の性自認が男だと気付けていなかった。

次から次へと私たちが驚く行動をし、今までの妹を知っているからこそ、それらの行動にショックを受け、元に戻って欲しい、と思ってしまった。

私は、今まで LGBTQ に対する偏見はないと思っていた。しかし、 いざ身内がそうなると否定的なことを言ったり考えたりしてしまうことに気が付いた。例えばテレビに性的マイノリティの人が出ていても変だとは思わない。むしろそういった 人たちを批判する人たちを許せないとさえ思う。ただ、それが身内だと、きっと気の迷いだろう、元の妹に戻って！と思ってしまう。このようにして私も家族も、妹を知らず知らずのうちに傷つけ、追い詰めていたと思う。 私は、差別なんてありえないと思っていたのに、一番身近な家族にそんなことを思ってしまった。 そして、そんな自分にとても驚いた。 「そのままでいいよ。」と受け入れるべきなのに。 性的少数者が生きづらい理由の一つは、こうして家族からも否定されることがあるからだと理解した。

私は妹のことで LGBTQ の問題を身近に感じることができた。おそらく世の中には私のように LGBTQ のことを理解している"つもり"の人がたくさんいると思う。しかし、 自分の周りにそういった人が現れたら、否定的なことを言ったり思ったりすると思う。それは仕方のないことかもしれない。ただ、それは私のようにその人を傷つけてしまうことになる。そんな理解した”つもり "をなくすために、まず、自分自身や身近な人がそうだったら、 といろいろな想像をしてみてほしい。

世の中には、LGBTQ に限らず、あらゆるマイノリティ の人たちが生き辛さを抱えて暮らしている。妹も家で、学校で、一日中生き辛さを感じている。私は、SDGs でもうたわれた「誰一人取り残さない世の中」になることを願い、自分自身そういった人たちに起こる問題を理解し、私の正しいと思う行動をしていきたいと思う。 そして、皆が同じような気持ちで、少しずつでも世の中が変わって、家が、学校が、会社が、 生き辛さを抱えた人にとって優しい場所になっていってほしいと思う。

「家族から社会へと拡がる人権意識の大切さ」

広島修道大学人文学部　教授　河口 和也

LGBTQ+という言葉はずいぶん浸透した。しかし、浸透度に見合うほど、社会では性的マイノリティが身近にいるとは思われていないだろう。もしかすると家族にとっては、もっとも「遠い」存在であるかもしれない。家族のなかに性的マイノリティがいることは、容易に受容できるものではない。むしろ家族の「幸せ」を願うからこそ、できればその家族に性的マイノリティであってほしくないと思うのだ。しかし、性自認や性的指向は、自分で変更することはできない。当事者は、家族のことを思うからこそ、カミングアウトできなかったり、しないでおこうと決断する。「家族に迷惑をかけたくない」とも。少なくとも私自身が同性に性的意識を向けていると気づいたときには、家族には一生そのことは言うまいと決めていた。このことは本人の生きづらさに結びついていく。

こうした状況の中で、家族からの理解や支援を得られたなら、これほど当事者にとって心強いものはない。社会において家族というものは異性愛でシスジェンダーの集団である。つまり、性的マイノリティは、自分がそうであると意識したとたん、家族というマジョリティのなかで孤立する。であるからこそ、性的マイノリティが社会で生きていくためには、いちばん身近な家族からの支援が、生きていく力を与えてくれるものとなる。隠し事や偽りなく、自分らしく生きていく力だ。

「権利」とは、自分らしく生きていく生活を守ってくれるものともいえる。とはいえ、この権利という考え方は、家族の生活ではあまりにも堅苦しく響くこともあるだろう。けれども、人にはみな人権が賦与されており、それは家族のなかでも尊重されるべきものだ。ひとりひとりの人権を尊重することは、社会においても、そして家族においても大切なことである。

LGBT 理解増進法が成立し、性の多様性に関する理解を社会が推し進めていくことが法律で明記された。しかし、これはそれほど簡単なことではない。人権や権利の尊重の前に、理解することが必要となるが、自分とは異なる性的指向や性自認については、経験がないことから、すぐさま理解できたということにはならない。また、性の多様性については、「知ったかぶり」がもっともよくないことでもある。自分には性的マイノリティの友人がいるから、「自分は差別しないし、性の多様性についてはもう十分にわかってるよ」という感覚が、さらなる固定観念を生み出すこともある。

カミングアウトされた家族にとってそれは初めての経験であり、知識も相談できる人もいないことで受容が難しい場合もある。しかし、知らないことが悪いことではなく、それはむしろ性的指向や性自認について知ること、そして理解することへの第一歩になる。こうした理解は、家族という単位を超え出て、より広い社会のなかで同じように拡がっていくことが望まれる。家族のなかに性的マイノリティがいるということは、けっして否定的な経験ではなく、むしろ社会における性的マイノリティの理解や直面している様々な問題の理解や解決にも通じていくのである。社会の人権問題に至る出発点は、家族の人権問題なのである。

参考文献等

○性の多様性ってどういうこと？～私たちの性は多様です～（広島県）
○職場におけるダイバーシティ推進事業（厚生労働省）
○ＬＧＢＴの現状と課題（参議院常任委員会調査室・特別調査室）

多様な性に関する対応ハンドブック
～職員が率先してサポートするために～

【編集:発行】広島県廿日市市生活環境部人権・男女共同推進課
【監　　修】広島修道大学 人文学部 河口和也教授

令和６(2024)年３月